

データセンター要件仕様書

項目	No.	要求説明
立地条件	(1)	日本国内に立地していること。
	(2)	データセンターの周囲半径100m以内に消防法（昭和23年法律第186号）による危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備がないこと。
	(3)	隣接建物から延焼防止のために十分な距離が保たれていること。
建物設備	(4)	活断層を避けた地盤上に建設されていること。
	(5)	震度 6 クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震又は免震構造であること。
	(6)	津波、高潮、集中豪雨等による出水から建物内部を保護できる対策、又は設備を有していること。
	(7)	内部雷保護システムに対応した雷対策を講じていること。また、建屋の高さが20mを超える場合、直撃雷対策及び誘導雷対策を講じていること。
	(8)	800kg/m ² 以上の床荷重に対応可能であること。
	(9)	耐火構造であること。
	(10)	機器搬入に関し、十分な通路幅、搬入口、搬入経路が確保されていること。
電源設備	(11)	商用電力を 2 系統以上で受電していること。
	(12)	商用電力の供給が停止した場合に備え、十分な容量を持つ非常用自家発電設備を備えていること。
	(13)	非常用自家発電設備は、24時間以上連続運転が可能であること。また、24時間以上の連続運転となる場合は、さらに24時間以上の運転が可能な程度の燃料を備蓄しているか優先的に燃料供給が受けられる契約を燃料供給先と締結していること。
	(14)	停電時に非常用自家発電設備が稼働するまでに、瞬断することなくすべてのサーバ機器等が正常にシャットダウンできる程度の電力供給が可能な容量の無停電電源装置（UPS）を備えていること。
	(15)	分電盤からラック付近までの配線及びコンセントが用意できること。
空調設備	(16)	空調設備は、24時間365日連続して稼働可能であること。
	(17)	システム機器の安定稼働に影響を及ぼさないよう温度は24℃±2℃、湿度は50%±10%で保つことができること。
	(18)	サーバ設置区画の空調設備に冗長化を施しており、主機器が故障した場合であっても予備機においてシステム安定稼働に必要な冷却能力を確保できること。
	(19)	空調設備及び排水管周りに漏水検知システムを設置していること。
消火設備	(20)	建物及びサーバ設置区画の内装は、不燃防災性能を有する材料を用いるとともに、静電気による影響を防止する対策が講じられていること。
	(21)	高感度の煙検知・熱検知センサーを設置していること。
	(22)	サーバ設置区画は、水を使用しない不活性ガス等の自動消火設備を設置していること。
	(23)	消防法に適合した消火設備又は消火器等が建物内に適正に設置されていること。
セキュリティ対策	(24)	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定を受けていること。
	(25)	サーバ設置区画への入退館管理は、セキュリティ管理システムにより24時間365日実施されていること。
	(26)	入室ドアは、十分な強度を持った防火扉等とし、サーバ設置区画は外部から内部を見通せないような無窓化等対策が講じられていること。
	(27)	サーバ設置区画への入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（生体認証、ICカード等）により、許可されたもののみ入退室可能であること。
	(28)	当市が必要とする場合に、当市システム管理担当職員及び当市が指定する事業者の建物への入館を許可すること。
	(29)	サーバ設置区画への入退室者が記録媒体（CD、メモリアカード、メモリスティック等）を不正に所持し、持出・持込することができない措置を講じていること。
	(30)	サーバ設置区画のラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用していること。
	(31)	サーバ設置区画及び館内、建物外周を監視するための監視カメラを設置していること。
	(32)	施設内の電源設備、空調設備、セキュリティ設備等は、常時故障監視がされていること。
	(33)	磁気テープ、光メディア等電子媒体の保管のための専用の鍵付きキャビネット、保管室等を有すること。
	(34)	磁気テープ、光メディア等電子記録媒体の保管管理手順書を整備していること。
ネットワーク	(35)	複数の通信事業者の回線の引き込みが可能であること。
その他	(36)	システム保守要員がデータセンター内に常駐しているか、常駐場所からデータセンターまでの所要時間が30分以内であること。
	(37)	政府機関又は地方公共団体の利用実績を有すること。